

託児サービスの提供について

(1) 託児サービスの利用対象者

次のいずれにも該当する者であること。

- イ 就学前の児童の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。）であって、職業訓練を受講することによって、当該児童を保育することができない者、かつ、同居親族その他の者が当該児童を保育することができない者。なお、就学前の児童とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条において定める児童のうち、就学前の児童とし、次の①、②に分類されること。

①乳児：満1歳に満たない者

②幼児：満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

また、児童のうち、障がい児等、特にケアが必要な児童についても、託児サービス提供機関において対応が可能な場合、受講生募集の際に周知すること。さらに、幼稚園に通っている児童の夏期休暇等の期間が訓練期間と重なるため、一時的に託児サービス利用対象者となる場合であって、託児サービス提供機関の対応が可能な場合は、状況に応じて利用対象者となり得る場合があるため、協議依頼書（別紙15）により、厚生労働省に事前協議すること。

- ロ 能開施設の長又は知事が、利用希望者から提出された託児サービス利用申込書等に基づき、当該訓練受講に際し、託児サービスの利用が必要であると認めた者。
なお、託児サービス利用希望者は、託児サービス利用申込書（参考様式：別紙9）を能開施設の長又は知事に提出することとするが、訓練の受講申込書と一緒に安定所において受理し能開施設の長又は知事へ取り次ぐことも可能であること。

(2) 託児サービスの内容

- イ 託児サービスの提供内容（保育内容）

上記（1）の利用対象者に対し、訓練期間中及び休憩時間中に、児童福祉法に定める保育所並びに小規模保育事業、家庭的保育事業、一時預かり事業を行う施設及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に定める保育所型認定こども園においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）を満たす保育内容を、同法に定める幼保連携型認定こども園においては、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）を満たす保育内容を、同法に定める幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園、認可外保育施設においては、認可外保育施設に対する

指導監督の実施について（平成13年3月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第177号）を満たす保育内容を提供すること。

なお、授乳・補水補助については託児サービス提供内容に含むものとするが、食事等の補助については、託児サービス提供機関等と協議の上、託児サービスの提供内容に含むものとするか否かを決定すること。

また、託児サービス提供内容については、訓練開始前までに必ず書面において受講生に周知すること。

ロ 託児サービスの提供方法

次のいずれかの方法により託児サービスを提供すること。

① 施設内託児サービス

委託訓練を実施する機関（以下「訓練実施場所」という。）の施設内において、委託先機関自らが又は委託により、託児サービスを提供すること。

② 施設外託児サービス

訓練実施場所の施設外において、委託先機関自らが又は委託により、託児サービスを提供する。また、上記実施方法に加え、能開施設の長又は知事が委託により、託児サービスを提供することも可能とする。この場合であっても、原則として受講生自らが施設外託児サービス提供場所まで児童の送迎を行う必要があること。

また、訓練実施場所の近隣において施設外託児サービスの提供ができない場合は、訓練実施場所には受講生と施設外託児サービス提供機関との間で児童の引き渡しを行う場所を設け、施設外託児サービス提供機関は送迎中の安全に配慮の上、その場所まで児童の送迎を行うなど、必要に応じて対応すること。

なお、近隣の施設外託児サービスの場所は、訓練実施場所から通所可能な適切な距離にある場所であること。

（3）託児サービス提供機関の要件

次のイ～ニの基準について、いずれにも該当する機関であること。また公募する際には以下の要件を付すこと。ただし、これにより難しい場合は別途協議すること。

イ 児童福祉法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める次のいずれかの施設において託児サービスを実施すること。

① 保育所（保育所型認定こども園を含む）（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として保育所で行われる一時預かり事業に限る。）

② 小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）を満たしているものであって、原則として小規模保育事

業で行われる一時預かり事業に限る。)

- ③ 家庭的保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として家庭的保育事業で行われる一時預かり事業に限る。）
- ④ 幼保連携型認定こども園（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として幼保連携型認定こども園で行われる一時預かり事業に限る。）
- ⑤ 認可外保育施設（幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園を含む）（認可外保育施設指導監督基準を満たしているものに限る。）
- ⑥ 一時預かり事業を行う施設（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に規定する基準を満たしているものに限る。）

ロ 託児サービス提供機関自らが、託児中の事故等に備え、傷害保険、賠償責任保険等に参加すること（保育を受ける児童及び保育者の双方を対象としたもの）。

ハ 児童福祉法等の関係法令及び通知を遵守すること。

ニ イ〜ハのほか、各都道府県等において別途基準等を定めている場合は、これを遵守すること。

（４）託児サービス提供機関の選定基準

託児サービス提供機関の選定に当たり、認可外保育施設指導監督基準チェック表（参考様式：別紙10）の提出を求める等、託児サービス提供機関として適当と認められるか否かの確認を実施すること。

（５）託児サービスに係る委託費

イ 委託費単価

託児サービスに係る委託費の単価は、個々の積み上げによる実費とし、児童1人1月当たり66,000円（外税）を上限とすること。また、母子家庭の母等の職業的自立促進コースにおける準備講習期間については、1日あたり3,300円（外税）を上限とすること。

ロ 委託費の支払いに関する留意事項

託児サービス委託費については、託児児童毎に支払われるものであり、第1章第10に規定する「1月当たりの訓練設定時間が100時間未満のものにあっては訓練設定時間の割合で按分すること」及び第1章第11（2）「委託費支払い対象」に規定する訓練設定時間の80%の受講の要件は適用しないこと。

また、中途退校等による早期終了及び受講生の事情により託児サービスの利用を中止した場合の取り扱いについては、当該日が属する算定基礎月における訓練をすべき日数を分母に、訓練実施日数（受講生の事情により託児サービスの利用を中止した場合は中止した日までの訓練実施日数）を分子にして得た率に託児サービス単

価を乗じることにより算出して得た額を、支払うことを原則とする（1円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、契約する託児サービス提供機関において、一般の利用者の費用負担の方法が契約した月額を支払うこととなっている場合であって、契約上、訓練実施日数分のみの支払いをすることが困難な場合は、託児サービス単価を支払うこととして差し支えない。なお、託児サービス単価を月額単価で契約している場合は、上記の取扱いによらず、利用した日数分を月額単価により支払うこと。

（6）託児サービスの利用料

受講生の託児サービスの利用料は無料とすること。ただし、託児サービス利用料に含まれない食事・軽食（ミルク、おやつを含む）代、おむつ代等、実費分については、保護者（受講生）の負担とすること。

また、保護者（受講生）の負担となる実費分については、訓練開始前までに必ず書面において受講生に周知すること。

受付番号		受付年月日	令和 年 月 日
------	--	-------	----------

※太線枠内のみ記入してください

職業訓練受講期間中に係る託児サービス利用申込書

(能開施設の長) 殿

令和 年 月 日

職業訓練受講期間中に係る託児サービスの利用について、以下のとおり申し込みます。

なお、記入内容については、事実と異なることの無いことを宣誓します。

受講者(保護者)氏名	ふりがな		
受講者(保護者)住所	ふりがな		
電話番号	自宅	緊急連絡先※	

※緊急連絡先は、確実に連絡が取れる連絡先を記入してください。

●託児サービス利用対象児童(就学前の児童に限る)

利用対象児童①	(ふりがな)氏名	生年月日	年齢	性別
		令和・平成 年 月 日生	歳 か月	男・女
備考	(特に伝えておきたい児童の情報等)			
利用対象児童②	(ふりがな)氏名	生年月日	年齢	性別
		令和・平成 年 月 日生	歳 か月	男・女
備考	(特に伝えておきたい児童の情報等)			
利用対象児童③	(ふりがな)氏名	生年月日	年齢	性別
		令和・平成 年 月 日生	歳 か月	男・女
備考	(特に伝えておきたい児童の情報等)			
託児サービス利用希望(訓練受講)期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで ※訓練受講期間中に利用対象児童が就学する場合、その前日まで			
託児サービスの利用を必要とする理由	次のいずれにも該当する(チェックしてください) ☐ 就学前の児童の保護者であって職業訓練を受講することによって当該児童を保育することができない ☐ 同居親族その他の者が当該児童を保育することができない			

●託児サービス利用対象児童の家庭の状況(同居の場合に限る)

(ふりがな)氏名	利用対象児童との続柄	生年月日	性別	職業	備考
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		

能開施設記入欄	託児サービス利用の可否	託児サービス実施期間		
	可・否 (否の理由)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
		託児サービス提供機関情報	名称	
			住所	
		電話番号		
	令和 年 月 日承諾	受講訓練科名		
メモ(備忘)				

(注意) 訓練の受講及び託児サービスの利用が確定した方の当該託児サービス申込書は、訓練実施機関及び託児サービス提供機関へ情報提供されます。この申込書によりご提供いただいた個人情報については、個人情報保護法等により取扱い、訓練期間中の託児サービスの利用目的以外に使用することは一切ありません。

認可外保育施設指導監督基準チェック表

※水色箇所及び「チェック」欄に記入すること。なお、チェックに当たっては、詳細、解釈等について、認可外保育施設指導監督基準（平成13年3月29日付け雇児第177号の最終改正版）を必ず参照すること

分類		チェック	項	目										
1 保育に従事する者の数及び資格 ※申請機関は、「保育従事者配置数」に記入すること。 ※「利用対象児童数」は、募集後の状況により各都道府県能開施設で確認すること。	必須	☐	保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11時間については、概ね以下に定める数以上である (ただし2人を下回ってはならない)	児童1人当たりの保育従事者数	利用対象児童数	保育従事者必要数	うち保育士又は看護師必要数	保育従事者配置数	うち保育士又は看護師	うちその他				
			乳児3人につき保育に従事する者1人	0.333人	0人	0.0人								
			1、2歳児6人につき保育に従事する者1人	0.167人	0人	0.0人								
			3歳児20人につき保育に従事する者1人	0.050人	0人	0.0人								
			4歳以上児30人につき保育に従事する者1人	0.033人	0人	0.0人								
	必須	☐	保育に従事する者の概ね1/3が保育士か看護師 (保育に従事する者が2人の場合1人)	合計	0人	0人	0人	0人	0人	0人				
			必須	☐	保育に従事する者が常時2人を下回っていない									
	必須	☐	食事の世話など特に児童に手がかかる時間帯についての保育従事者の配置に留意している(※食事の世話を保育の内容に含む場合必須)											
			必須	☐	常時、保育に従事する者が複数配置されている(現に保育されている児童が1人である場合を除く)									
			必須	☐	常時、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されている									
必須					☐	保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称を使用していない								
必須			☐	乳幼児の保育を行う部屋があり、概ね乳幼児1人当たり1.65㎡以上となっている	必要面積	0.00㎡	実面積	㎡						
				必須	☐	乳児(概ね1歳未満の児童をいう)の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されている(事故防止の観点から、別の部屋又は明確な段差やベビーフェンス等で区画されている)								
				必須	☐	保育室は、採光が確保されている								
				必須	☐	保育室は、換気が確保されている								
	必須	☐		保育室は、安全が確保されている										
	必須	☐		乳幼児のベット使用に当たっては、同一の乳幼児ベットに2人以上の乳幼児を寝かせていない										
2 保育室等の構造設備及び面積 ※保育室の必要面積等は、募集後の状況により各都道府県能開施設で確認すること	保育室	必須	概ね幼児20人につき1人以上ある	必要な数	0.0	実際の数								
			必須	☐	手洗い設備がある									
			必須	☐	保育室及び調理室と区画されている									
			必須	☐	子供が安全に使用できる(幼児が安全に使用するのに適当なものである)									
	便所	必須	☐	衛生面に配慮されている										
			調理室	☐	給食の調理が可能な調理室がある(※施設内で調理した給食の提供を保育の内容に含む場合必須)									
					必須	☐	加熱・保存・配膳等のために必要な調理機能を有した調理室がある (※施設外で調理した給食(仕出し弁当など)や家庭からの持参弁当による提供を保育の内容に含む場合必須)							
					必須	☐	保育室と簡単に出入りできないように区画されている(※調理室がある場合必須)							
					必須	☐	衛生的状態が保たれている(※調理室がある場合必須)							
					必須	☐	調理室は、当該施設内にあって専用のものか、又は施設外共用であるが、必要ときに利用できる(※調理室がある場合必須)							
3 非常災害に対する措置	必須	☐	A 消化用具が設置されている											
		必須	☐	B 非常口は、火災等非常時に入所乳幼児の避難に有効な位置に適切に設置されている										
		必須	☐	C 消火器具の使用方法や設置場所について、保育従事者全員が理解している										
		必須	☐	D 消防計画が適正に作成され届出が行われている(※消防法上30人以上の施設の場合、作成及び届出の義務があるので必須)										
				E 防火責任者の選任届出が行われている(※消防法上30人以上の施設の場合、作成及び届出の義務があるので必須)										
				必須	☐	F 避難消化等の訓練(消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則)を毎月1回以上実施している								

分類	チェック	項	目	設置階数	階
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	災害避難の観点から、保育室は原則として1階に設けることが望ましい				
保育室を2階に設ける建物	必須	☐	保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられている		
	必須	☐	イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同法同号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）である		
	必須	☐	ロ 乳幼児の避難に適した構造の以下に掲げる（い）欄及び（ろ）欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられている （い） ☐ 屋内階段 ☐ 屋外階段 （ろ） ☐ 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ☐ 待避上有効なバルコニー ☐ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 ☐ 屋外階段		
		☐	上記イ及びロを満たさない場合は、上記3のA～Fに特に留意する必要がある（※上記イ及びロを満たさない場合必須）		
	必須	☐	イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物である（準耐火建物は不可）		
保育室を3階に設ける建物	必須	☐	ロ 乳幼児の避難に適した構造の以下に掲げる（い）欄及び（ろ）欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていて、これらの施設又は設備待避上有効な位置に設けられ、かつ保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30m以下となるように設けられている （い） ☐ 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する屋内特別避難階段 ☐ 屋外階段 （ろ） ☐ 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ☐ 建築基準法第2条第7号の2に規定する耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 ☐ 屋外階段		
		☐	ハ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。（※調理室がある場合必須） ☐ 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられている場合 ☐ 保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合		
	必須	☐	二 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしている		
	必須	☐	ホ 保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられている		
	必須	☐	ヘ 非常警報器具（警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等）又は非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン、放送設備等）及び消防機関へ火災を通報する設備（電話で可）が設けられている		
保育室を4階に設ける建物	必須	☐	ト 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されている		
	必須	☐	イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物である（準耐火建物は不可）		
	必須	☐	ロ 乳幼児の避難に適した構造の以下に掲げる（い）欄及び（ろ）欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていて、これらの施設又は設備待避上有効な位置に設けられ、かつ保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30m以下となるように設けられている （い） ☐ 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ☐ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段 （ろ） ☐ 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同上第3項第2号に規定する構造を有する場所を除き、同号に規定する構造を有する者に限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） ☐ 検知器基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路 ☐ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段		
		☐	ハ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。（※調理室がある場合必須） ☐ 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられている場合 ☐ 保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合		
	必須	☐	二 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしている		
保育室を5階に設ける建物	必須	☐	ホ 保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられている		
	必須	☐	ヘ 非常警報器具（警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等）又は非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン、放送設備等）及び消防機関へ火災を通報する設備（電話で可）が設けられている		
	必須	☐	ト 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されている		

分類		チェック	項	目
5 保育の内容	保育の内容	必須	☐	児童一人一人の心身の発育や発達の状態を把握し、保育内容を工夫している
		必須	☐	乳幼児の安全で清潔な環境や健康的な生活リズム（遊び、運動、睡眠等）に十分配慮がなされた保育の計画を定めている
		必須	☐	児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定するだけでなく、実行している
		必須	☐	漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない「放任的」な保育になっていない
		必須	☐	必要な遊具、保育用品等を備えている（テレビは含まない）
	保育姿勢等	必須	☐	児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢である
		必須	☐	保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めている
		必須	☐	児童に身体的苦痛を与えたり人格を奪めることがない等、児童の人権に十分配慮している
		必須	☐	児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門機関と連携する等の体制をとっている
		必須	☐	連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を連絡している
		必須	☐	緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易に分かるようにされている
		必須	☐	消防署、病院等の連絡先一覧表等も整備され、全ての保育従事者が容易に分かるようにされている
		必須	☐	保護者や利用希望者等から児童の保育の様子や施設の状態を確認する要望があった場合には、児童の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応する
			☐	調理室の衛生管理を適切に行う（※調理室がある場合必須）
			☐	調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行う（※施設内で調理した給食又は、施設外で調理した給食（仕出し弁当など）の提供を保育の内容に含む場合必須）
			☐	食器類や哺乳ピンは使用することによく洗い、定期的に煮沸消毒を行う（※食事の世話を保育の内容に含む場合必須）
			☐	食事時、食器類や哺乳ピンは、乳幼児や保育従事者間で共用されていない（※食事の世話を保育の内容に含む場合必須）
			☐	食品の保存（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む）について、腐敗、変質しないよう冷蔵庫を利用する等適切な措置を講じている（※施設外で調理した給食（仕出し弁当など）の提供又は、家庭からの持参弁当による提供を保育の内容に含む場合必須）
6 給食			☐	乳児の食事を幼児の食事と区別して実施している（※施設内で調理した給食又は、施設外で調理した給食（仕出し弁当など）の提供を保育の内容に含む場合必須）
			☐	児童の年齢や発育、健康状態（アレルギー疾患等を含む）等に配慮した食事内容とする（※施設内で調理した給食又は、施設外で調理した給食（仕出し弁当など）の提供を保育の内容に含む場合必須）
			☐	市販の弁当等の場合、乳幼児に適した内容か（※施設外で調理した給食（仕出し弁当など）の提供を保育の内容に含む場合必須）
	必須	☐		乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われている
			☐	離乳食摂取後の乳児について、食事後の状況に注意が払われている（※食事の世話を保育の内容に含む場合必須）
			☐	栄養所要量、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理されている（※施設内で調理した給食又は、施設外で調理した給食（仕出し弁当など）の提供を保育の内容に含む場合必須）
	7 健康管理・安全確保	必須	☐	登園の際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児状態の報告を受けている（体温・排便・食事・睡眠・表情・皮膚の異常の有無・機嫌等）
		必須	☐	降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われ、保護者へ乳幼児の状態を報告している
		必須	☐	身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行う
		必須	☐	継続して保育している児童の健康診断を入所時及び1年に2回実施する（直接実施できない場合は、保護者からの健康診断書の提出を受ける、母子手帳の写しを提出させるなどにより、児童の健康状態の確認を行っている場合はこれに代えることができる）
		必須	☐	職員の健康診断を採用時及び年に1回実施する
			☐	調理に携わる職員には、概ね月1回検便を実施する（※施設内で調理した給食の提供を保育の内容に含む場合必須）
		必須	☐	必要な医薬品その他医療品を備えられている（最低必要なもの：体温計・水まくら・消毒薬・絆創膏類）
		必須	☐	感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示する
		必須	☐	感染症にかかっていた児童の再登園については、かかりつけ医の「治癒証明書」、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面の提出などについて保護者の協力を求めている
		必須	☐	感染症予防のため、歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものを準備している
		必須	☐	乳幼児突然死症候群の予防のため、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察する
		必須	☐	乳幼児突然死症候群の予防のため、乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせる
		必須	☐	保育室では禁煙を厳守する
8 利用者への情報提供	必須	☐		児童の安全確保に配慮した保育の実施を行う
	必須	☐		事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図る
	必須	☐		不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備する
	必須	☐		賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えている
		☐		過去の死亡事故等の重大事故については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっている（※該当する場合必須）
	必須	☐		提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示する
	必須	☐		利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面を交付する
	必須	☐		利用予定者から申し込みがあった場合には、当該施設で提供されるサービスを利用するための契約の内容等について説明するよう努める

※医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、入所時に保護者に確認するなどの配慮が必要

分類	チェック	項 目
9 備える帳簿	必須 ☐	職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等が記載された帳簿を整備している
	必須 ☐	在籍乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍記録並びに契約内容等が確認できる書類を整備している

協議依頼書

協議依頼日			
都道府県名		担当者名	
部局名		連絡先	

【協議概要】

①区分	協議内容詳細		
	②基準単価等 (厚生労働省が定めている上限単価等)	③協議事項 (②に対し協議する内容)	④協議を必要とする理由

【留意事項】

- ・①は、ドロップダウンリスト(委託費単価、諸経費単価、その他)の中から該当するものを選択すること。
- ・②は、協議をする事項の基準として定められている上限単価等を記載すること(元々基準が定められていないものについては「基準なし」と記載すること)。
- ・③は、今回協議をする事項について、詳細に記載すること。
- ・④は、協議を必要とする理由について、詳細に記載すること。
- ・協議事項及び協議を必要とする理由については、出来る限り具体的に記載し、参考となる資料等があれば添付すること。
- ・協議内容が不明瞭な場合、協議の対象としないこととする。

■認可外保育施設指導監督基準をすべて満たす旨の証明書を交付した施設

(令和5年3月現在)

市町村	施設の名称	企・事・居 (※)	所在地
徳島市	ナーサリー富田幼児園		徳島市富田橋5丁目15
	ステラプリスクール船場(休止中)		徳島市東船場2-38-2F
	聖ベルナデット保育園		徳島市国府町日開230-1
	セサミ国府園		徳島市国府町日開1029-3
	セサミ山城園		徳島市山城西3丁目47番地
	豊明保育園		徳島市応神町古川字高良73-3
	祖川幼児教育センターE・D・A保育園		徳島市中前川町1丁目42
	コスモス幼児教室		徳島市国府町矢野字原地73番地
	トータル・キッズ・サービス		徳島市富田橋1丁目29
	ラブインターナショナル英語プリスクール		徳島市八万町下福万79-7
	乳幼児園めだかのがっこう		徳島市紺屋町26-1
	ビーンスターク保育園とくしま	企	徳島市川内町平石夷野224-16
	ヨコミネ式保育園	企	徳島市一番町3-8日新ビル
	ニチイキッズ北たみや保育園	企	徳島市北田宮3丁目1-7-1
	イオンゆめみらい保育園徳島	企	徳島市南末広町4番1号
	あなかれほいくえん徳島	企	徳島市徳島町2-20
	あいぐらん保育園徳島	企	徳島市北島田町1-49
	ソーレ・インターナショナル保育園三軒屋園	企	徳島市三軒屋東89番地1
	カラーズインターナショナル沖洲園	企	徳島市南沖洲1丁目125
	ニチイキッズこくふ保育園	企	徳島市国府町早淵字池久保41-1
	徳島県立中央病院 院内保育所	事	徳島市佐古8番町3-9
	徳島ヤクルト販売株式会社 ほたる保育所(休所中)	事	徳島市幸町3-103
	TAOKAこころの医療センター やんちゃクラブ	事	徳島市城東町2-7-9
	林病院保育所(はやしほいく)	事	徳島市大原町千代ヶ丸山30番20
	すだち保育園(城南病院内)	事	徳島市丈六町八万免85-5
	博愛記念病院事業所内保育所(若草保育所)	事	徳島市勝占町惣田17-1
	医療法人倚山会 田岡病院 なかよくらぶ保育園	事	徳島市万代町4丁目2-2
	医療法人清流会 託児所あゆみ	事	徳島市名東町2-650-35

■認可外保育施設指導監督基準をすべて満たす旨の証明書を交付した施設

(令和5年3月現在)

市町村	施設の名称	企・事・居 (※)	所在地
徳島市	あすか保育園	事	徳島市北佐古一番町1-39
	大神子グループ おおみこ保育所	事	徳島市大原町大神子16-2
	いるかキッズ	事	徳島市北島田町1丁目46番11
	つぼみ保育室	事	徳島市下町本丁61-1
	てらさわ保育ルーム	事	徳島市津田西1丁目2番30号
	バンビーノ	事	徳島市蔵本町2丁目26殿井ビル1F
	カラースインターナショナル八万園	企	徳島市八万町内浜10-2
	カラースインターナショナル川内園	企	徳島市川内町大松405-9
	徳島市民病院院内保育所	事	徳島市北常三島2丁目34番地
	協立病院事業所内保育所	企・事	徳島市八万町橋本92-1
	株式会社クラッシー	居	徳島市北佐古一番町4-45-6
	イツモスマイル保育園	企	徳島市佐古一番町5-10
	ステラプリスクール徳島	企	徳島市北佐古一番町4番45-6
	大杉 麻弥(キッズライン)	居	徳島市
鳴門市	南海病院附属保育所 はまゆう	事	鳴門市鳴門町土佐泊浦高砂5
	マーヤすだち保育園	事	鳴門市鳴門町土佐泊浦高砂205-29
	Naluto KIDS(ナルトキッズ保育園)	企	鳴門市大麻町松村字土井83番地1
	地方独立行政法人徳島県鳴門病院 院内保育所 おひさま	事	鳴門市撫養町斎田見白43 看護宿舎1F
小松島市	ひまわりルーム	企・事	小松島市大林町北浦21番地1
	カラースインターナショナル小松島園	企	小松島市中田町中筋119番地5
	大神子グループ さくらんぼ保育所	事	小松島市田浦町近里44-1
	小松島金礎病院 保育室	事	小松島市金礎町10-19
	若葉保育苑	事	小松島市赤石町13番72号
	徳島赤十字病院 ぽんぽこ保育園	事	小松島市小松島町字井利ノ口3-1
	谷口 果和(キッズライン)	居	小松島市
阿南市	Starry 保育園	企・事	阿南市富岡町第住414-1
	さくらんぼ保育園	企・事	阿南市宝田町今市金剛寺40-1

■認可外保育施設指導監督基準をすべて満たす旨の証明書を交付した施設

(令和5年3月現在)

市町村	施設の名称	企・事・居 (※)	所在地
吉野川市	独立行政法人国立病院機構徳島病院 あすなろ保育園	事	吉野川市鴨島町敷地1354
	徳島県厚生農業協同組合連合会 吉野川医療センター にこにこ保育園	事	吉野川市鴨島町西麻植字青柳1番地1
	医療法人青鳳会 バンダ保育所	事	吉野川市鴨島町上下島497
阿波市	徳島ヤクルト販売株式会社 市場センター保育所(休止中)	事	阿波市市場町香美字西野神18-3
美馬市	ソーレ・インターナショナル保育園 脇町園	企	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南128-6
	桜木病院内 託児室	事	美馬市脇町木ノ内3763
	医療法人芳越会 なかよし保育所	事	美馬市脇町大字猪尻字若宮南79-1
三好市	尾本保育園(休止中)		三好市池田町字シンマチ1371の1番地
	里山のようちえんハナエミ		三好市池田町西山中塚1091番地2
	あいあい	企	三好市池田町州津井関1104番地11
	徳島ヤクルト販売株式会社 池田センター保育所	事	三好市池田町州津字宮ノ久保740-5
美波町	東紅会託児所 たんぽぽ	事	海部郡美波町西河内字丹前99番地
松茂町	Kids center akamatsu	企	板野郡松茂町満穂字満穂開拓114番1
	わかば保育所	事	板野郡松茂町広島四番越1-5
	ハート託児所	事	板野郡松茂町広島南ハリ13
北島町	カラーズインターナショナル北島園	企	板野郡北島町鯛浜字川久保64番地1
	ソーレ・インターナショナル保育園 北島園	企	板野郡北島町鯛浜字西中野84番地1
	医療法人倚山会 きたじま田岡病院 わんぱくくらぶ保育園	事	板野郡北島町鯛浜字川久保30-1
	カラーズインターナショナル北島ノース園	企	板野郡北島町中村字中内27-6
藍住町	ア・リトルミー保育ルーム 藍住園		板野郡藍住町奥野字矢上前134-50
	ひなた保育園		板野郡藍住町徳命字新居須73-1
	セサミ藍住園		板野郡藍住町住吉藤ノ木85-15
	あいあいキッズ	事	板野郡藍住町東中富字長江傍5-6
	ソーレ・インターナショナル保育園 藍住園	企	板野郡藍住町奥野字猪熊67番地2
板野町	独立行政法人国立病院機構 すだち保育園	事	板野郡板野町大寺大向1-1
	徳島ヤクルト販売(株) 板野センター保育所(休止中)	事	板野郡板野町古城字町ノ西1-7

※企:企業主導型保育施設 事:事業所内保育施設 居:居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)